

**原付・バイク・軽自動車などの異動手続きは4月1日(水)までに** ☎ 税務課 73-3006

原付や軽自動車などの税金は、毎年4月1日現在の所有者に課せられます。対象となる人は4月1日(水)までに異動の手続きをしてください。  
農耕用を含む小型特殊車両も、手続きが必要です。

種類	受付窓口
<ul style="list-style-type: none"> <li>原動機付自転車 (125cc以下)</li> <li>特定小型原動機付自転車 (電動キックボード)</li> <li>小型特殊自動車 (農耕用など)</li> </ul>	税務課 ☎73-3006 または各支所
<ul style="list-style-type: none"> <li>二輪の軽自動車、小型自動車 (125cc超)</li> </ul>	四国運輸局香川運輸支局 ☎050-5540-2075
<ul style="list-style-type: none"> <li>軽自動車 (二輪を除く)</li> </ul>	軽自動車検査協会 香川主管事務所 ☎050-3816-3122

- 対象**
- 車両を譲った人
  - 廃車にした人
  - 車両を新たに所有した人
  - 転入・転出した人

**4月から固定資産帳簿の縦覧・課税台帳の閲覧ができます** ☎ 税務課 73-3006

**土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧**

自分の所有する土地や家屋の価格と比較するため、市内の他の土地や家屋の価格を見ることができます。※写しの交付はできません。

**対象** 固定資産税が課税となっている人 (納税管理人として、納税している人を含む)

**期間** 4月1日(水)～30日(木)

**場所** 税務課または各支所 (当該町のみ閲覧可)

**固定資産課税台帳の閲覧**

納税義務者は、自己の資産について記載された部分を確認できます。

**対象**

- 固定資産税の納税義務者または納税管理人
- 借地人、借家人 (有償の賃貸借契約書が必要)

**場所** 税務課または各支所

**手数料** 1件300円  
※縦覧期間は無料 (コピーは1枚10円)



縦覧・閲覧の詳細はこちら

どちらも、本人確認のため身分証明書が必要です。  
※代理人の場合は、納税義務者の委任状も必要です。

**国民年金のお知らせ** ☎ 市民課 73-3005  
普通年金事務所 0877-62-1662

**保険料の免除制度があります**

保険料を納めることができない場合に、本人の申請により納付が免除または猶予されます。

- 免除申請 (全額・一部)**  
本人や配偶者、世帯主それぞれの前年所得が一定額以下や失業などの事由がある場合
- 納付猶予申請**  
50歳未満で、本人や配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合

- 持ち物**
- 基礎年金番号が分かるもの
  - 本人確認ができるもの
  - 雇用保険被保険者離職票など (失業特例を申請する場合)

**勤め先を退職したら手続きが必要です**

国内に住所がある20歳以上60歳未満の人 (厚生年金保険や共済組合などの被用者年金に加入している人を除く) は、国民年金に加入しなければなりません。  
会社を退職した場合、本人や扶養されている配偶者は国民年金第1号被保険者になります。

- 持ち物**
- 基礎年金番号が分かるもの
  - 本人確認ができるもの
  - 退職した日が分かる証明書

**申請場所** どちらも、市民課、各支所または年金事務所

**Mito Payポイントの有効期限は3月31日(火)までです** ☎ 産業政策課 73-3012

Mito Payマネーへの交換方法は、次の手順をご確認ください。



Mito Payマネーで買い物をすると、100円につき1円分のMito Payポイントが付与されます。このMito Payポイントの有効期限は3月31日(火)までです。有効期限内に、無期限で利用できるMito Payマネーに交換してください。

**4月から浄化槽の法定検査手数料が変わります** ☎ 環境衛生課 73-3007

住宅の所有者などの浄化槽管理者には、年1回の法定検査が浄化槽法で義務付けられています。

改定後の金額

浄化槽の処理対象人員	法7条に関する検査	法第11条に関する検査
10人以下	10,700円	5,500円
11人以上20人以下	12,300円	7,600円
21人以上50人以下	13,600円	9,000円
51人以上100人以下	15,100円	13,800円
101人以上500人以下	16,700円	15,200円
501人以上	18,400円	16,800円

※詳細は、県浄化槽協会 (☎087-881-6600) へお問い合わせください。

**4月から市税などの督促手数料を廃止します** ☎ 税務課 73-3006

4月1日(水)以降に発送する市税などの督促状にかかる督促手数料を廃止します。ただし、3月31日(火)までに発送した督促状は、従来どおり手数料の納付が必要です。

なお、納期限までに納付されない場合は、引き続き法に基づき督促状は発送します。

**督促手数料を廃止する市税など**  
固定資産税、軽自動車税 (種別割)、市県民税・森林環境税 (普通徴収、特別徴収)、国民健康保険税、法人市民税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育所保育料、浄化槽使用料、集落排水使用料

- 問い合わせ**
- 市税、保険料…税務課
  - 上記以外…督促状発行担当課